

アスト津ビル消防計画 (防火・防災)

令和 7 年度版

アスト津管理組合

目次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	防火・防災管理業務の委託	1
第4条	被害想定等	1
第5条	消防計画を見直すための組織	1

第2章 防火・防災管理組織

第6条	管理権原者の責務	2
第7条	統括防火・防災管理者の権限及び業務	2
第8条	予防管理組織	3
第9条	休日・夜間等の対応	3
第10条	収容人員の管理	3
第11条	工事中の安全対策	3

第3章 自衛消防組織

第12条	自衛消防組織の編成	4
第13条	統括管理者の権限	4
第14条	統括管理者の責務	5
第15条	本部隊の任務	5
第16条	地区隊の任務	5
第17条	自衛消防組織の運用	6
第18条	自衛消防組織の装備	6

第4章 地震対策及び毒性物質の発散等の災害への対策

第19条	地震対策委員会の招集	7
第20条	地震災害対策本部の設置	7
第21条	出火防止対策	7
第22条	南海トラフ地震への対応	8
第23条	転倒落下の防止措置	8

第 24 条	エレベーター停止への対応	8
第 25 条	ライフライン等の不全への対応	9
第 26 条	被害状況の把握	9
第 27 条	救出救護	9
第 28 条	非常用物品等の準備	10
第 29 条	帰宅困難者対策	10
第 30 条	毒性物質の発散等の災害への対応	10

第 5 章 避難管理

第 31 条	避難誘導	11
第 32 条	避難施設・防火上の構造等の管理	11
第 33 条	避難経路の案内	11

第 6 章 自主・法定点検

第 34 条	点検・検査	12
--------	-------	----

第 7 章 教育・訓練

第 35 条	管理権原者の取り組み	12
第 36 条	統括防火・防災管理者の教育	12
第 37 条	自衛消防組織の要員に対する教育	12
第 38 条	入居者等の訓練	12
第 39 条	統括防火・防災管理者等の資格管理	13
第 40 条	入居者等の教育訓練	13

第 8 章 雑則

第 41 条	消防機関との連絡	13
第 42 条	周辺地域の事業所・住民等との連携体制	13
第 43 条	規程の施行	13

アスト津ビル消防計画（防火・防災）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 このアスト津ビル消防計画（防火・防災）（以下「消防計画」という。）は、消防法第 8 条及び第 36 条の規定に基づき、アスト津ビルの防火管理及び防災管理（以下「防火・防災管理」という。）について必要事項を定め、火災の予防並びに火災、地震及び毒性物質の発散等その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害等による人命の安全確保、被害の軽減及び二次災害発生の防止を目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この計画を適用する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) アスト津管理組合の区分所有者、アスト津ビルの占有者（入居者等）及びアスト津ビルに出入するすべての者
 - (2) 防火・防災管理上必要な業務の一部を受託している者（以下「受託者」という。）
- 2 アスト津ビルに入居する各管理権原者は、この消防計画を入居者及び受託者に周知徹底しなければならない。

（防火・防災管理業務の委託）

第 3 条 防火・防災管理業務の受託者は、この計画に定めるところにより、管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）、並びに防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）、並びに統括防火管理者及び統括防災管理者（以下「統括防火・防災管理者」という。）等の指示、命令の下に適正に業務を実施する。

2 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、別表 1「防火・防災管理業務の委託状況表」のとおりとする。

3 受託者は、防火・防災管理業務を一体として行うものとする。

4 受託者は、委託した防火・防災管理業務について定期的に統括防火・防災管理者に報告するものとする。

（被害想定等）

第 4 条 統括防火・防災管理者は、津市地域防災計画等に示されている震災時の被害予測及び防災マップ等を定期的に確認し、消防計画と整合性を図るものとする。

2 統括防火・防災管理者は、地震による避難施設・消防用設備・建築設備等に対する被害を想定するとともに、予想される被害について対策を講じるものとする。

3 被害想定の詳細は、別表 2「アスト津ビルにおける被害想定」に定める。

（消防計画を見直すための組織）

第 5 条 アスト津ビルの防火・防災管理業務の適正な運営を図るため、防火・防災対策委員会を置くものとする。

2 防火・防災対策委員会の構成は、別表 3「アスト津共同防火・防災管理責任者名簿」

のとおりとする。

3 会議は、年1回行い、次の場合は臨時に開催するものとする。

(1) 社会的影響の大きい火災、地震及び毒性物質の発散等その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害等（以下「火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等」という。）が発生したとき。

(2) 統括防火・防災管理者が開催する必要があると認めたとき。

4 会議における主な審議事項は、次のとおりとする。

(1) 防火設備、避難施設、消防用設備等の点検及び維持管理に関すること。

(2) 自衛消防組織の運用体制及び装備に関すること。

(3) 自衛消防訓練に関すること。

(4) 入居者の防火・防災訓練に関すること。

(5) その他防火・防災管理上必要な事項に関すること。

第2章 防火・防災管理組織

（管理権原者の責務）

第6条 管理権原者とは、この計画においてアスト津ビルの各管理権原者の代表をいうものとする。

2 管理権原者は、アスト津管理組合 管理者 津駅前都市開発株式会社 代表取締役社長 前葉泰幸とし、アスト津ビルの防火・防災管理業務において責任を有するものとする。

3 管理権原者は、防火・防災管理業務を適正に遂行できる管理的又は監督的な立場にある者を統括防火・防災管理者として選任するものとする。

4 管理権原者は、統括防火・防災管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

5 管理権原者は、建物構造、建築設備及び避難施設の不備若しくは消防用設備等の不備欠陥を発見した場合は、直ちに改修するものとする。

6 管理権原者は、火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等が発生した場合における自衛消防活動についての責任を負うものとする。

7 管理権原者は、共同防火・防災管理協議の構成員として、アスト津ビル全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期又は臨時に開催されるアスト津ビル共同防火・防災管理協議会に参画するものとする。

（統括防火・防災管理者の権限及び業務）

第7条 統括防火・防災管理者は、津駅前都市開発株式会社 代表取締役副社長 小松雅和とし、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持って、次の各号に定める業務を行う。

(1) 消防計画の作成及び変更

(2) 自衛消防組織に係る事項

(3) 防火の安全に係る自主検査・点検の実施と監督

(4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

- (5) 避難経路・避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 初期消火・通報連絡・避難誘導及び救出救護などの訓練の実施
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容物等の転倒、落下、移動の防止措置
- (10) 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 関係機関との連絡
- (13) その他防火・防災管理上必要な業務

2 統括防火・防災管理者には、あらかじめその代行者として、副統括防火・防災管理者を定めるものとする。

3 統括防火・防災管理者及び副統括防火・防災管理者は、甲種防火管理者の資格を有する者がその任務にあたるものとする。

(予防管理組織)

第8条 平素の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、統括防火・防災管理者の下に防火・防災担当者、火元責任者、建築物・火気使用設備器・危険物施設の点検検査員を置く。なお、予防管理組織は、別表3「アスト津共同防火・防災管理責任者名簿」及び別表4「アスト津自衛消防隊組織表」のとおりとする。

(休日・夜間等の対応)

第9条 統括防火・防災管理者は、休日・夜間等で入居者が少なくなる場合は、入居者相互の連絡を十分に行い、安全対策を講じるものとする。

2 夜間・休日等の防火・防災管理業務は、別表5「営業時間外等の防火・防災管理体制」により行うものとする。

(収容人員の管理)

第10条 統括防火・防災管理者は、収容人員を適正に管理するものとする。

2 混雑が予測される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置、増強等必要な措置をとるものとする。

3 避難経路については、別表6「避難経路図」に定めるものとする。

(工事中の安全対策)

第11条 当該事務所の防火・防災管理者は、工事関係者に対して、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合には、消火器などを準備して行うこと。
- (2) 工事を行う場合は、指定された場所以外では喫煙火気の使用等を行わないこと。
- (3) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、統括防火・防災管理者に承認を受けること。
- (4) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期的に統括防火・防災管理者に報告すること。

第3章 自衛消防組織

（自衛消防組織の編成）

第12条 管理権原者は、火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成するものとする。

2 自衛消防組織の活動範囲は、防火対象物全体とする。

3 自衛消防組織には、消防法施行令第4条の2の8に基づき、自衛消防組織を統括し、全体を指揮する統括管理者（自衛消防隊長）（以下「統括管理者」という。）を置き、必要に応じて本部隊及び地区隊を編成するものとする。

4 統括管理者には、統括防火・防災管理者をもって充てるとともに、当該者には自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者（以下「自衛消防業務講習受講者」という。）をもって充てる必要がある。

5 自衛消防組織には次の各号に定める班を置くものとする。

(1) 通報連絡(情報)班・・・情報の収集及び伝達（消防法施行規則4条の2の11、第1項第2号）並びに消防機関への通報

(2) 初期消火班・・・・・・・・火災の初期段階における消火活動（同第1号）

(3) 避難誘導班・・・・・・・・避難する際の誘導（同第3号）

(4) 応急救護班・・・・・・・・救出及び救護（同第4号）

(5) 安全防護班・・・・・・・・消防用設備等の監視及び防火戸の操作（同第2号）

5 本部隊には次の各号に定める班を置くものとする。

(1) 本部隊には統括管理者を補佐するため、指揮班、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班を設置するとともに、各班に班長を置く。

(2) 本部隊の活動拠点は、原則として防災センターとし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

なお、防災センターの被災状況等によっては、アスト津ビル8階会議室等を本部隊の活動拠点とする場合がある。

(3) 本部隊の班長は、自衛消防業務講習受講者がその任務にあたるものとする。

6 地区隊には地区隊長及び次の各号に定める班を置くものとする。

(1) 地区隊に地区隊長を配置し、実働班として通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班を設置する。

(2) 地区隊の各入居者に係りを置くものとする。

7 自衛消防組織の編成は、別表4「アスト津自衛消防隊組織表」に定めるものとする。

（統括管理者の権限）

第13条 統括管理者は、火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。

2 管理権原者は、統括管理者の代行者として副統括管理者（副隊長）を定め、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限をあたえるものとする。

（統括管理者の責務）

第14条 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう各隊を統括する。
また、公設消防隊に対して、必要な情報提供を行うものとする。

(本部隊の任務)

第15条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等において、リーダーシップを発揮し、初動対応及び全体の統制を行うものとする。

2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の指揮班、通報連絡(情報)班は、防災センターにおいて次の任務にあたる。

- ア 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- イ 消防機関への通報及び消防機関への情報提供
- ウ 在館者に対する指示
- エ 関係機関や関係者への連絡
- オ 消防用設備等の操作運用
- カ 地区隊への指揮や指示

(2) 本部隊の初期消火班及び避難誘導班は次の任務にあたる。

- ア 消火器、屋内消火栓等を活用した消火活動
- イ 非常放送設備、携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
- ウ 在館者のパニック防止措置

(3) 本部隊の安全防護班及び応急救護班は次の任務にあたる。

- ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
- イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
- ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
- エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
- オ 負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置
- カ 負傷者の情報に関する事項

(4) 必要に応じて本部隊の初期消火班員、避難誘導班員、応急救護班員、安全防護班員は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたる。

(5) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、現場活動の指揮にあたらせる。

また、大規模な火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等が発生した場合において、統括管理者が不在又は他の活動に従事していることにより地区隊長等に指揮等ができない場合は、地区隊長又は前記指揮担当が災害の規模や状況、被害の実態に応じて指揮・活動を行い、地区隊が有機的かつ緊密に連携し、臨機応変に迅速・的確な対応を行うものとする。

(6) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

3 本部隊の任務は、別表7「自衛消防組織の編成と任務表」に定めるものとする。

(地区隊の任務)

第16条 地区隊は、地区隊の管理する区域で発生する火災、地震及び毒性物質の発散

等の災害等（以下「災害等」という。）においては、地区隊が中心となり現場活動を行うものとする。

2 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行うものとする。

(1) 地区隊の通報連絡（情報）班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 被害状況の把握、情報の収集

イ 災害等の発生場所、状況等の本部隊への報告

ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡

(2) 地区隊の初期消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し消火活動の任務にあたる。

なお、初期消火活動は、逃げ道を確保できる位置で消火し、火が天井に移ったら消火の限界であるため、無理せずその前に避難に移ること。

(3) 地区隊の避難誘導班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導

イ 在館者のパニック防止措置

ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告

(4) 地区隊の安全防護班は、以下の事項の任務にあたる。

ア 防火戸、防火ダンパー等の操作

イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置

ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置

エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置

オ 活動上支障となる物件の除去

(5) 地区隊の応急救護班は、救出及び負傷者の応急手当等の人命の安全に係る措置にあたる。

3 地区隊の任務は、別表 7-1「自衛消防組織の編成と任務表」に定めるものとする。

（自衛消防組織の運用）

第 17 条 統括管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせて、柔軟に編成替えを行うとともに、入居者に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

3 営業時間外における自衛消防組織は、防災センターを中核とし、在館中の入居者は防災センター勤務員等の指示の下に協力するものとする。

4 営業時間外に災害等が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに管理権原者、防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動するものとする。

5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や入居者の参集計画を別に定めるものとする。

（自衛消防組織の装備）

第 18 条 管理権原者は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

2 自衛消防組織の装備品は別表 8「自衛消防組織装備品リスト」に定めるものとする。

- 3 自衛消防組織の装備品は、防災センター等に保管し、必要な点検を行うとともに、常時使用できる状況で維持管理するものとする。

第4章 地震対策及び毒性物質の発散等の災害への対応

（地震対策委員会の招集）

第19条 管理権原者は、「大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言」若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」（以下「警戒宣言等」という。）が発令された場合には、統括管理者に指示し地震対策委員会を招集し、次の事項を協議するものとする。

(1) 警戒宣言等が発令された場合の対応処置

ア 情報伝達の方法

イ 自衛消防組織の任務の確認

(2) 営業方針

(3) 在館者への対応

(4) 出火防止のための応急措置対策

(5) 時差退社の決定及び残留者の決定

2 地震対策委員会の構成は、別表3「アスト津共同防火・防災管理責任者名簿 防火・防災対策委員の構成委員」及び別表4「アスト津自衛消防隊組織表」の地区隊長以上をもって構成するものとする。

（地震災害対策本部の設置）

第20条 地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間におよぶことから別表9「アスト津ビル防火・防災協議会 地震災害対策本部」を設置する。

2 地震対策本部の任務は次のとおりとする。

(1) 被害状況及び活動状況の把握

(2) 自衛消防活動の支援

(3) 応急対策の決定

(4) 復旧計画の策定

(5) その他地震災害の活動に関すること

（出火防止対策）

第21条 地震時における火災は、消防用設備等の機能低下により対応が困難となることから、日頃から出火防止対策の徹底を図る。

2 地震が発生した場合は、次の各号に掲げる安全措置を行う。

(1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(2) 火気使用設備の直近にいる従業員は、電源、燃料等の遮断等を行う。遮断は、小さな揺れを感じた時又は大きな揺れがおさまった時に行う。

(3) 統括管理者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び少量危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。

- (4) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。

(南海トラフ地震への対応)

第 22 条 南海トラフ地震に関しては、次によるものとする。

- (1) 統括管理者は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、全隊員を指揮して地震及び津波に関する詳細の情報収集にあたる。
- (2) 情報収集の結果、被害が発生すると予想されるときは、当該施設内のすべての者に現在の状況及び必要な措置について周知する。
- (3) 避難誘導班を中心にして避難誘導にあたらせるとともに、自動車運行の自粛、正確な情報入手の方法、避難対象地区及び避難場所等について広報する。
- (4) 統括管理者は、前各号に掲げるほか津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。
- (5) 統括管理者は、入居者に対して南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識、避難対象地区及び避難場所に関する知識を予め教育しておく。
- (6) 統括管理者は、南海トラフ地震に関して情報収集・伝達及び津波からの避難に関する訓練を実施する。

(転倒落下の防止措置)

第 23 条 当該事務所の防火・防災管理者は、次の各号に掲げる転倒落下防止等の措置を行うものとする。

- (1) 防火・防災管理者は、別記 10「計器・備品等の転倒落下防止対策チェックリスト」を活用して、転倒落下防止対策が施されていることを確認するとともに、必要な措置を講ずること。
- (2) 地下 1 階の機械室、備品倉庫及び屋上の設備機器等は、アンカーボルト固定又は耐震ストッパーなどによって機器等の移動、転倒、落下防止措置を行うこと。
- (3) 建物等に付属する工作物の倒壊、転倒、落下を防止する措置を講ずること。

(エレベーター停止への対応)

第 24 条 統括管理者は、エレベーターの運行状況を確認し、次の本部隊の活動を確認するものとする。

- (1) 本部隊は、インターホン等を使用して閉じ込め者の有無について確認する。
- (2) 本部隊は、閉じ込め者が発生した場合にはエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 本部隊は、閉じ込め者の発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震の状況等を適宜連絡し、閉じ込め者を落ち着かせる。
- (4) 本部隊は、エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し、技術等を習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに救出活動を行う。

- (5) 本部隊は、エレベーター管理会社が到着した場合、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。

(ライフライン等の不全への対応)

第 25 条 ライフライン等の機能不全への対応は、次のとおりとする。

(1) 停電への対応

ア 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに、館内放送で非常電源への切替えについて放送する。

イ 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料補給を行う。

(2) ガス供給停止への対応

ア 防災センター勤務員は、ガス緊急遮断装置の作動確認を行う。

イ 地震発生時はガス配管の漏洩点検を行う。

(3) 断水への対応

ア 防災センター勤務員は、給水弁を操作し消火用水を確保する。

イ 必要に応じ飲料水を確保する。

(4) 通信障害への対応

防災センター勤務員の電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否情報は災害伝言ダイヤル等を活用する。

(被害状況の把握)

第 26 条 統括管理者は、本部隊の通報連絡（情報）班等を活用して施設全体の被害状況を速やかに把握するよう努めるものとする。

2 通報連絡（情報）班及び防火・防災責任者は、担当範囲の被害状況を確認し、統括管理者に報告するものとする。

3 防災センター勤務員は、総合操作盤等で把握できる被害状況を統括管理者に報告するものとする。

4 入居者は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、統括管理者に報告するものとする。

5 統括管理者は、震度 5 弱以上の余震が発生した場合は、再度被害状況調査を行うものとする。

(救出救護)

第 27 条 救出救護活動は、早期に実施することが効果的であり、消防機関等からの迅速な活動が期待できない場合は、自衛消防組織が主体となって行うものとする。

2 救出救護の原則

(1) 建物等の下敷きになっている人の救出活動は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。

(2) 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、救助を要する人が多数いる場合は、救出作業が容易な人から優先する。

(3) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。

なお、地区隊長は、統括管理者が不在又は他の救出救護活動等に従事しているた

め指揮・応援等ができない場合は、地区隊や周囲の人と有機的かつ緊密に連携・協力し、被害や救出救護活動の実態に応じて臨機応変に迅速・的確な対応を行うものとする。

3 二次災害の防止

- (1) 損壊建物等での救出活動は、二次災害の発生を防止するため監視員を配置する。
- (2) 損壊建物等での救出活動では、不測の事態に備えて、消火器や水バケツ等を準備する。

4 応急救護所の設置及び負傷者の搬送

- (1) 本部隊の応急救護班は、地震の揺れがおさまった後、応急救護所を設置するものとする。
- (2) 応急救護所の設置位置は、避難の障害とならない場所に設置する。
- (3) 応急救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、緊急の場合は、医療機関に搬送する。
- (4) 消防機関の救急隊が出動できない場合に備えて、搬送手段及び搬送経路について定めておくものとする。

(非常用物品等の準備)

第 28 条 管理権原者は、地震等に備えて別表 11「非常用物品リスト」のとおり、非常用物品等を備蓄するよう努めるものとする。また、統括管理者は非常用物品等の点検整備を定期的実施するものとする。

2 No.9 エレベーターかご内には必要に応じて非常用品を配置する。

- (1) 飲料水
- (2) 簡易トイレ
- (3) ラジオ
- (4) 懐中電灯

(帰宅困難者対策)

第 29 条 管理権原者は、帰宅困難となるおそれのある入居者及び在館者に対する情報の提供、保護支援の手段の確保に努める。

- (1) ラジオ等、停電時にも正しい情報を入手できる手段を講じておく。
- (2) 帰宅困難な入居者及び在館者のための食料、飲料水（概ね 3 日分）及び寝袋等を準備する。
- (3) 従業員やその家族の安否確認方法や連絡手段として、N T T の災害用伝言ダイヤル及び携帯電話会社の災害伝言板の活用について周知しておく。

(毒性物質の発散等の災害への対応)

第 30 条 入居者等は、毒性物質の発散等があった場合又は発散のおそれを発見した場合は、防火・防災管理者及び統括管理者に連絡する。

- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合又は原因不明の多数の死傷者が発生した場合は、周囲への立入禁止措置を行い、入居者及び在館者を避難させる。
- 3 防火・防災管理者及び統括管理者は、前項に定める事態が発生した場合には消防機関及び警察に通報を行うとともに、毒性物質の発散等の災害の可能性について情報提

供するものとする。

第5章 避難管理

（避難誘導）

第31条 避難誘導班は、火災が発生している場合は出火階及び上階の者を優先して避難誘導しなければならない。

- 2 建物に倒壊危険がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。
- 3 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、入居者及び在館者を落ち着かせ、柱や壁ぎわなどの安全な場所で待機させる。
- 4 統括管理者は、一斉避難を行う場合は、避難者をブロックごとにわけ、避難させる。
- 5 統括管理者は、火災の延焼状況及び建物の倒壊等の状況から危険が切迫しているときは、津市地域防災計画に定める避難場所へ避難誘導する。
- 6 避難誘導にあたっては、拡声器・メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 7 防災センター勤務員は、揺れがおさまった後に早期に館内放送を行い、パニック発生の防止に努める。

（避難施設・防火上の構造等の管理）

第32条 入居者及び防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したときの延焼の防止又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かないこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 統括管理者は、前項各号に規定する事項を遵守させるため、入居者又は防火・防災管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指示することとする。

（避難経路の案内）

第33条 統括管理者は、各階ごとの配置図、避難通路及び屋外に通ずる避難経路の案内図を作成・掲示するとともに、入居者に周知するものとする。

- 2 前項の案内図は、主要箇所に掲示すること。

第6章 自主・法定点検

（点検・検査）

第 34 条 防火対象物及び防災管理対象物の自主点検及び消防用設備等の自主点検は、別表 12「自主検査チェック表（例）」、別表 13「消防用設備等自主点検チェック表（例）」に基づき定期的に実施するものとする。

2 防火対象物及び防災管理対象物の消防用設備に係る法定点検は、有資格者又は点検業者が行い、維持管理に努めるものとする。

3 自主点検及び法定点検の実施者は、点検の結果、不備・欠陥が発見された場合には、速やかに統括防火・防災管理者に報告するものとする。

4 統括防火・防災管理者は、報告を受けた内容に不備・欠陥がある時は、管理権原者に報告し改修を図るものとする。

第 7 章 教育・訓練

（管理権原者の取り組み）

第 35 条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災に関するセミナー等に参加するものとする。

2 管理権原者は、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者及び入居者の法定講習及び防火・防災講演会等の教育について必要な措置を講ずるものとする。

（統括防火・防災管理者の教育）

第 36 条 統括防火・防災管理者は、消防機関が行う講習会及び研修会等に参加するとともに、入居者に対する防火・防災研修会等を案内するものとする。

（自衛消防組織の要員に対する教育）

第 37 条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、教育等を実施するものとする。

2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させるものとする。

（入居者等の訓練）

第 38 条 統括防火・防災管理者は、入居者等に対し、火災、地震及び毒性物質の発散等の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次により訓練を行うことができるものとする。

1 総合訓練

(1) 火災総合訓練

(2) 地震総合訓練

2 個別訓練

(1) 指揮訓練

(2) 通報訓練

(3) 消火訓練

(4) 避難訓練

(5) 救出救護訓練

(6) 安全防護訓練

(7) 消防隊の誘導・情報提供訓練

(8) 毒性物質の発散等の災害に係る対応訓練

3 その他の訓練

(1) 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

(2) 自衛消防隊の編成及び任務の確認

(3) 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練

(統括防火・防災管理者等の資格管理)

第 39 条 統括防火・防災管理者は、自衛消防業務に従事する者の講習受講状況を管理するものとする。

(入居者等の教育計画)

第 40 条 入居者等の教育訓練の実施時期及び内容は、別表 14「教育訓練計画」のとおりとする。

第 8 章 雑則

(消防機関との連絡)

第 41 条 管理権原者又は統括防火・防災管理者の消防機関への各種届出等については、別表 15「消防機関への届出、連絡事項一覧」のとおり行うものとする。

2 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を整理、保管しておくものとする。

3 防火・防災業務に必要な書類は、別表 16「防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧」のとおりとする。

(周辺地域の事業所・住民等との連携体制)

第 42 条 管理権原者は、周辺地域と協議し地震発生時の応援体制について、消火活動及び救出・救護活動等に関する応援協定の締結等に努めるものとする。

2 協定集結事業所と合同で訓練を行うよう努めるものとする。

(規程の施行)

第 43 条 この消防計画は、平成 24 年 6 月 26 日より施行する。

	統括防火・防災管理者
平成 24 年 8 月 28 日改正	統括防火・防災管理者
平成 26 年 3 月 28 日改正	統括防火・防災管理者
平成 30 年 6 月 26 日改正	統括防火・防災管理者
令和 5 年 6 月 30 日改正	統括防火・防災管理者
令和 6 年 6 月 28 日改正	統括防火・防災管理者

別表 1

令和 6 年 6 月 2 8 日現在

防火・防災管理業務の委託状況表

防火・防災管理者の業務委託		(防火・防災管理者の業務を第三者へ委託している場合)			
防火・防災管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		氏名 (名称) 住所 (所在地) 電話番号			
防火・防災管理業務の一部委託		(防火・防災管理業務を第三者へ委託している場合)			
再受託者の有無	☐ 無 ☒ 一部有 ☐ 全部	通報承認	☒ 無 ☐ 有 (承認番号〇〇〇〇〇〇)		
防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕		名称：(株)NTT ファシリティーズ東海支店 住所：愛知県名古屋市中村区五本松町 7 番 30 号熱田メディアウイング 電話番号：0 5 2 - 6 8 3 - 4 5 4 0			
受託者の 行う 防火・ 防災 管理 業務の 範囲 及び 方法	常駐 方法	範囲	☒ 出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など)		
			☒ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		
			☒ 消防・防災設備等の監視・操作業務		
			☒ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		
			☒ 初期消火 ☒ 通報連絡 ☒ 避難誘導 ☒ その他 (安全防護)		
	方法		☒ 自衛消防訓練指導		
			☒ その他 (緊急事態発生時における適切な措置)		
			常駐場所	地下 1 階防災センター	
			常駐人員	営業時間内 6 名、時間外 3 名	
	方法		委託する防火対象物の区域	全域	
			委託する時間帯	24 時間体制	
			巡回 方式	範囲	☐ 出火防止業務 (火気使用箇所の点検など)
					☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
	☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務				
	☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動				
	遠隔 移報 方式	方法		☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 ()	
☐ 自衛消防訓練指導					
☐ その他 ()					
巡回回数					
方法			巡回人員		
			委託する防火対象物の区域		
			委託する時間帯		
			通報登録番号		
方法		範囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		
			☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 ()		
	☐ その他 ()				
方法		現場確認要員の待機場所			
		到着所要時間			
		委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			

(備考) 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」について該当する項目の□に○印を付す。

別表2

アスト津ビルにおける被害想定

被害種類と考慮すべき 態様 (標準的な付与条件)	災害想定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定	応急的対策事項	予防的事項
1. 建物等の基本被害	建物構造の被害を一部確認。 柱：1階の柱にひびが入り被害あり。 床：使用をする上での問題なし。	在館又は建物外への避難の 判断を60分以内に下す。	建築技術者により、建 物の損傷箇所を確認す る。	耐震工事・補強工事を行 う。
	外壁・窓ガラス・看板の一部が落下 し、建物周囲にガラスが散乱する。	散乱物による負傷者を出さ ない。	外部者を建物周囲へ近 づけない。	立入禁止措置範囲を事 前に把握する。
	1階の天井が落下する。 照明器具も落下し破損する。 ガラス片が飛散し危険な状態とな っている。	散乱物による負傷者を出さ ない。	破損ガラスの片付け清 掃を行う。	照明器具を固定する。
2. 建築設備等被害	エレベーター停止により使用でき ない。閉じ込め事故が発生し、4名 の乗客が取り残されている。	閉じ込め者を全員救出す る。	負傷の有無の確認と状 況を説明する。 消防機関・EV会社に連 絡する。	EV会社により救出す る。
	エスカレーターが停止する。 この時間の利用者はいなかったた め負傷者無し。	転倒による負傷者を出さな い。	使用禁止措置を講じ る。	非常時の運用ルールを 確認する。
	空調・換気設備の配管が折損する。 停電も重なり使用不能になる。	冬場のためエアコンの復旧 を出来るだけ早く行う。 ストーブの準備をする。	配管工の手配と修理を 行う。	設計・施工業者に耐震性 を確認する。
	ボイラー燃料が停止する。 重油燃料の流出はあったが、着火源 はなく火災には至らなかった。	二次災害（火災）の発生を 防止する。	流出した危険物を回収 する。	可燃物や不要物を放置 しない。
3. 避難施設等被害	部屋の扉が開閉不能となり、閉じ込 め者が発生する。	閉じ込め者を救出する。	入居者を把握する。	
	避難者が階段室や非常口に殺到し、 避難が円滑に進まない。	将棋倒しによる負傷者を出 さない。	パニック防止の放送を 行う。	パニック防止放送の容 確認。
	避難経路にガラスが飛散する。	ガラスによる負傷者を出さ ない。	飛散したガラスを清掃 する。	飛散防止フィルムを貼 る。
4. 消防用設備等	障害物により、防火シャッターが開 鎖障害をおこす。	煙による窒息被害を防止す る。	誘導員の配置により立 入禁止措置をとる。	防火シャッター付近に 物を置かない。
	スプリンクラーヘッドが損傷する。	漏水被害を拡大させない。	火災が発生していない ことを確認し、制御弁 を閉止する。	制御弁室の場所及び1 系統の防護範囲を確認 しておく。
	感知器連動の防火戸が故障で作動 しない。	煙による窒息被害を防止す る。	誘導員の配置により立 入禁止措置をとる。	定期的に防火戸の機能 点検を行う。
5. 収容物等被害	収納棚が転倒・落下する。	転倒・落下物によるけが人 を出さない。	下敷きになった人がい ないか確認する。	固定する。
	書籍が転倒し、室内が散乱する。	転倒・落下物によるけが人 を出さない。	下敷きになった人がい ないか確認する。	固定する。
6. ライフライン等被害	停電で部屋の照明が点灯しない。	照明を確保する。	携帯電話の明かりを確 保する。	室内に懐中電灯を備え る。
	外線電話が機能せず連絡が取れな い。	通信連絡を確保する。	携帯電話による連絡手 段を確保する。	携帯会社と連携する。
7. 火災等の発生	調理中に火災が発生する。	負傷者を出さない。火災を 拡大させない。	初期消火を行い、鎮火 させる。	可燃物を火元の近くに 置かない。
	危険物が流出して火災が発生する。	負傷者を出さない。火災を 拡大させない。	初期消火を行い、鎮火 させる。	
8. 人的被害	慌てて屋外に出た従業員が負傷す る。	負傷者の応急手当を行う。	応急救護所を設置し、 応急手当をする。	医療用具を購入する。
	避難中のパニックにより小競り合 いが発生する。	第三者に拡大させない。	混乱をさける。	事前に仲介役にふさわ しい人選を行う。

別表3

アスト津共同防火・防災管理責任者名簿(2)

●防火・防災対策委員 ●共同防火・防災管理責任者名簿

防火・防災対策委員 氏名	階	事業所名	電話	管理権限者		防火管理者		防災管理者	
				役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	4～5								
	3								
	2								
	1								
	1								
	B1								

20

294

54

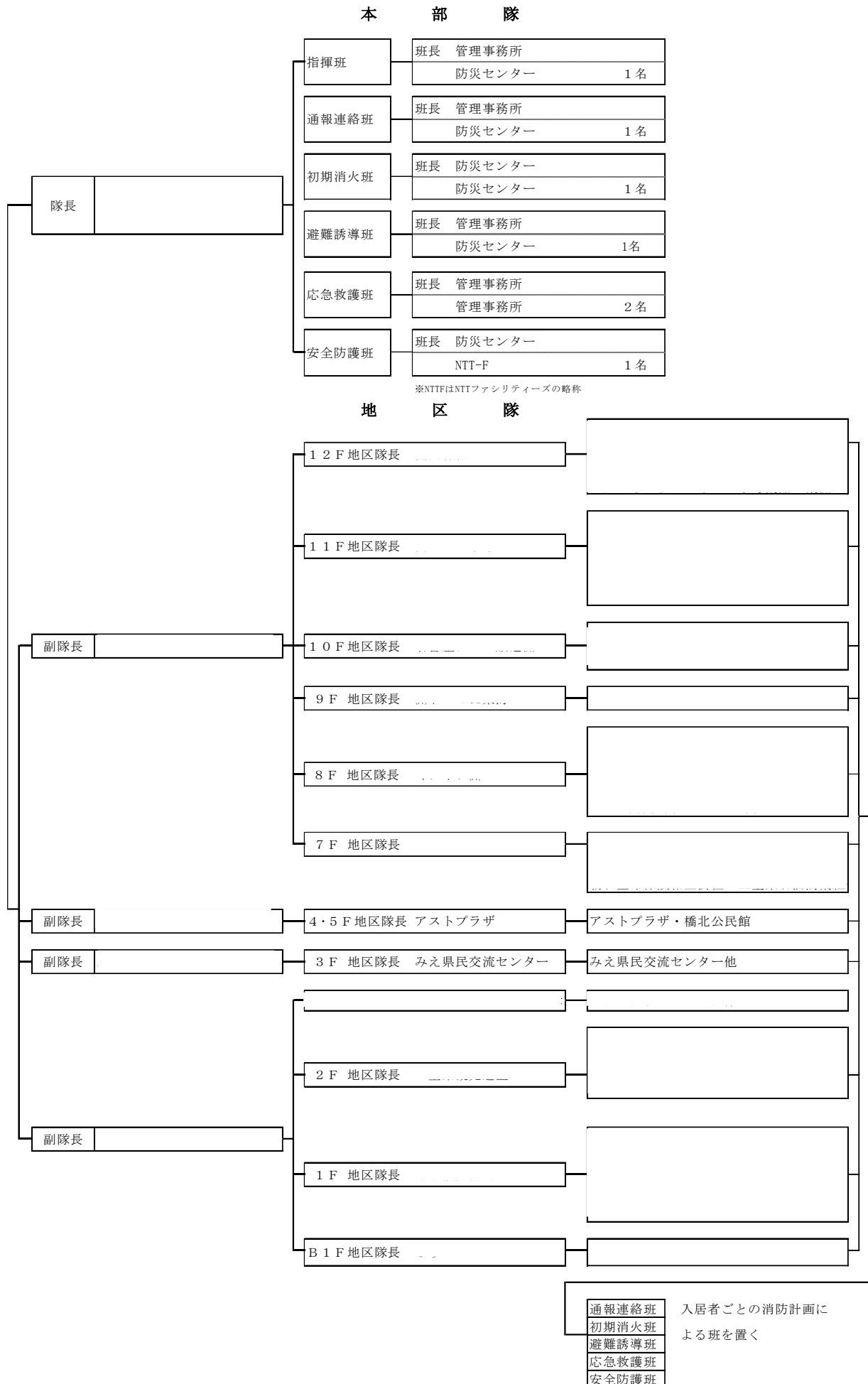
677

●本部／防災センター

本 部	8	
	8	
	B1	

別表 4

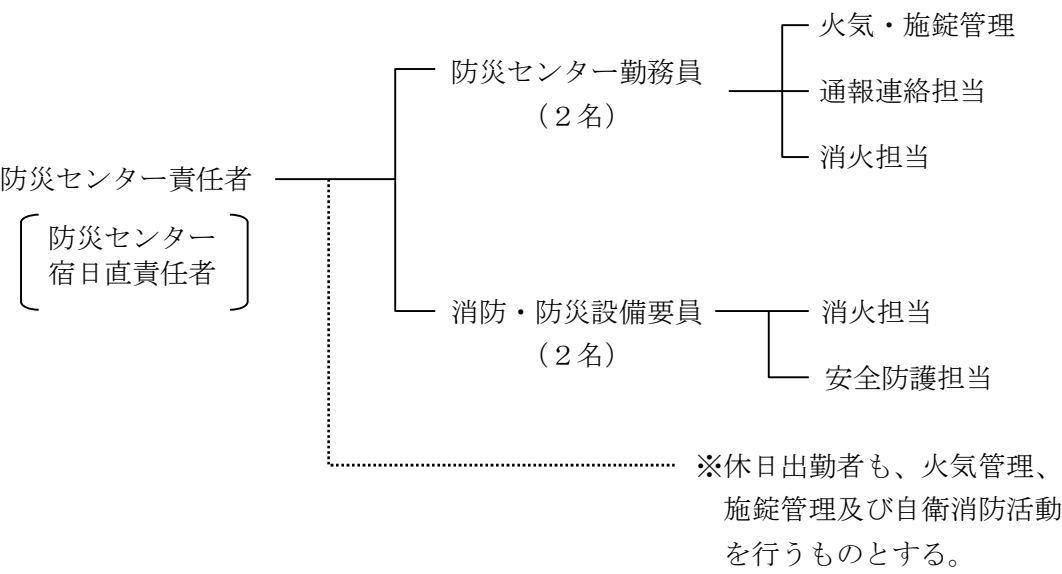
アスト津自衛消防隊組織表



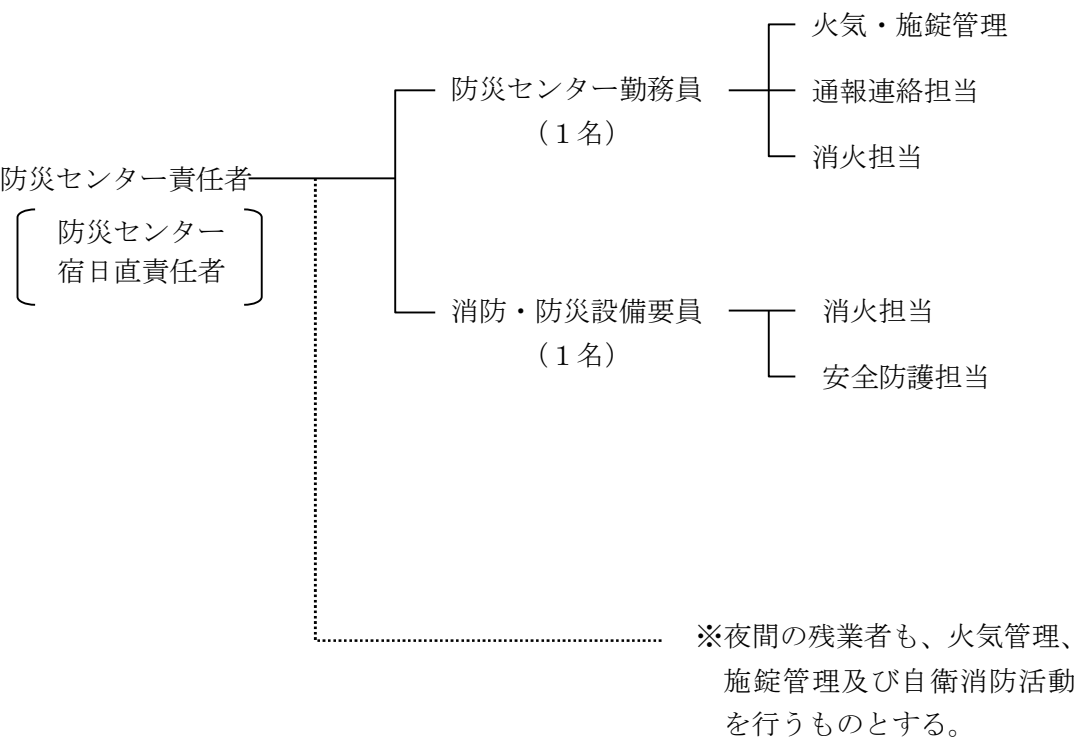
別表 5

営業時間外等の防火・防災管理体制

1. 休日の指揮体制

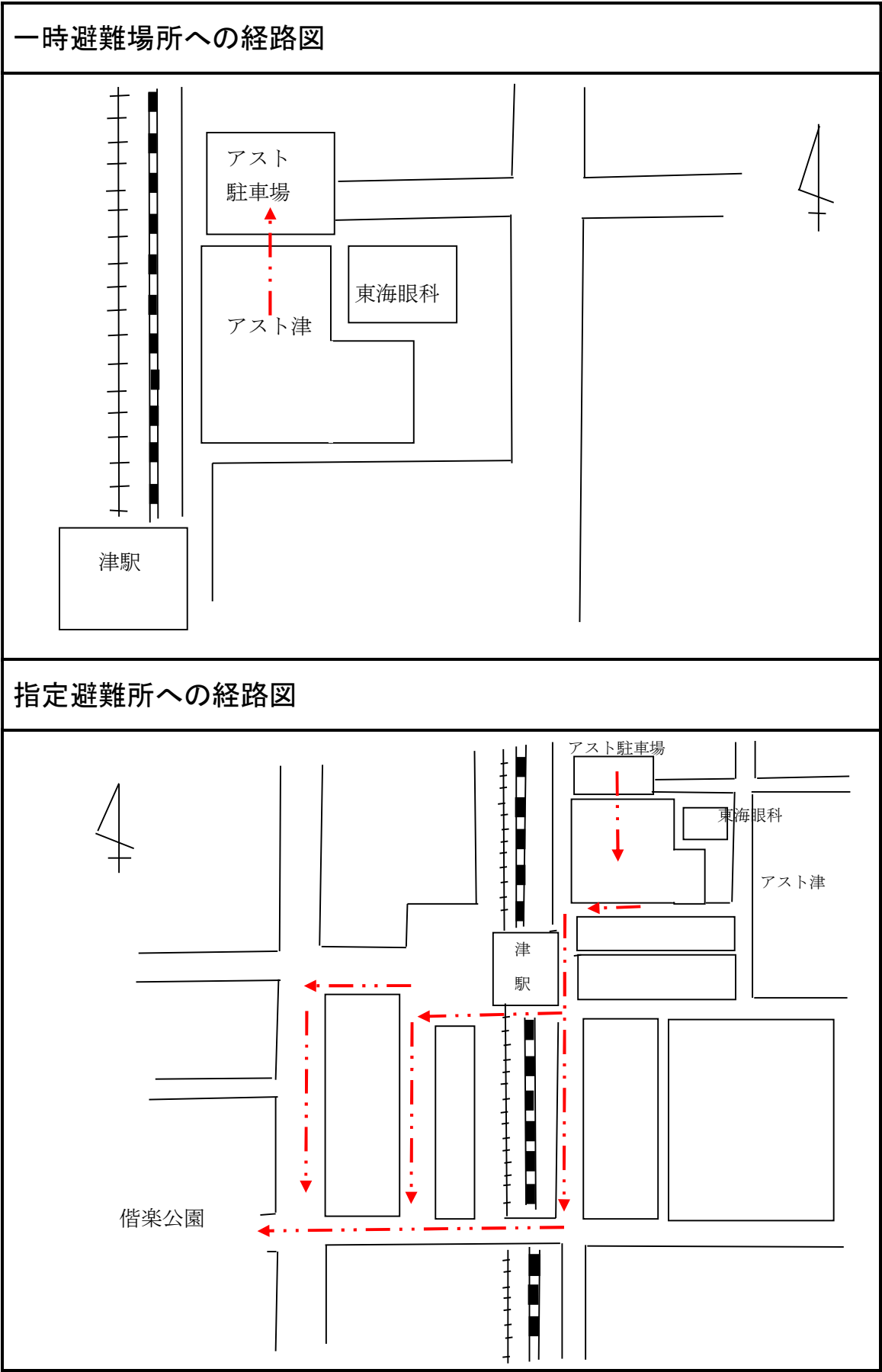


2. 夜間の指揮体制



別表 6

避難経路図



別表 7

自衛消防組織の編成と任務表

本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡班	1 消防機関への通報及び通報の確認を行う。 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達を行う。 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）を行う。	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、事業所統括管理者に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査を行う。
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事する。 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導を行う。 3 消防隊との連携と補佐する。	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達を行う。 2 非常口の開放及び開放の確認をする。 3 避難上障害となる物品を除去する。 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告を行う。 5 ロープ等による警戒区域を設定する。	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所を設置する。 2 負傷者の応急処置を行う。 3 救急隊との連携と情報提供を図る。	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等を閉鎖する。 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設への供給運転を停止する。 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置を講じる。	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

別表 7－1

自衛消防組織の編成と任務表

地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡班	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡を行う。	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導を行う。	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	負傷者に対する応急処置を講じる。	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。
安全防護班	水損防止及び電気、ガス等の安全措置並びに防火戸、防火シャッターの操作を行う。	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

別表 8

自衛消防組織装備品リスト

任 務 別	品 名	保 管 場 所	記事覧
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）	防災センター	
	建物図面（平面図・配管図・電気設備図等）	防災センター	
	情報伝達機器（トランシーバー等）	防災センター	
通報連絡	非常通報連絡先一覧表	防災センター	
	情報伝達機器（トランシーバー等）	防災センター	
初期消火	消火器具	防災センター	
避難誘導	鍵（マスターキー、防火シャッターエレベーター、非常階段）	防災センター	
	携帯用拡声器	防災センター	
	照明器具（懐中電灯等）	防災センター	
安全防護	鍵（マスターキー、防火シャッターエレベーター、非常階段）	防災センター	
	救助工具（救助ロープ、平バール、両口ハンマー、ボルトクリッパー、のこぎり等）	B 1 F No. 1 キャビネット	
	油圧ジャッキ	B 1 F No. 2 キャビネット	
	防水シート	B 1 F No. 2 キャビネット	
	簡易トイレ	B 1 F No. 2 キャビネット	
	建物図面（平面図・配管図・電気設備等）	防災センター	
応急救護	救急箱	B 1 F No. 1 キャビネット	
	担架	防災センター	
	車イス	B 1 F 1 号エレベーター前	
	自動体外式除細動器（A E D）	防災センター 1 F モール	
そ の 他	ヘルメット 生活必需品（食料品＝乾パン、飲料水） 非常時提供物品自動販売機	防災センター 津駅前都市開発㈱ 1 階、2 階、7 ～ 1 1 階	注 注

※ 資機材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。

※ 備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。

※ 4 階アストプラザにおいて防災備蓄品を管理・保管しているほか、生活必需品は各入居事業所においてそれぞれ備蓄するようにしています。

注 津駅前都市開発㈱においては、食料品の一部を備蓄しているほか、上記階において非常時提供物品自動販売機を設置し、非常時には提供できるようにしています。

別表 9

アスト津ビル防火・防災協議会 地震災害対策本部

1. 目的

地震災害は、同時多発し、その活動は長時間と多くの人の協力が必要となることから、社内が一体となって人命の安全と被害の軽減及び復旧対策等を行うため「地震対策本部」を設置する。

2. 設置時期

震度 5 弱以上の地震が発生した場合に設置する。

3. 活動内容

地震対策本部は、被害状況の把握、自衛消防活動の支援、応急対策の決定、復旧計画の策定等地震災害全般にわたって決定する。

4. 組織及び任務

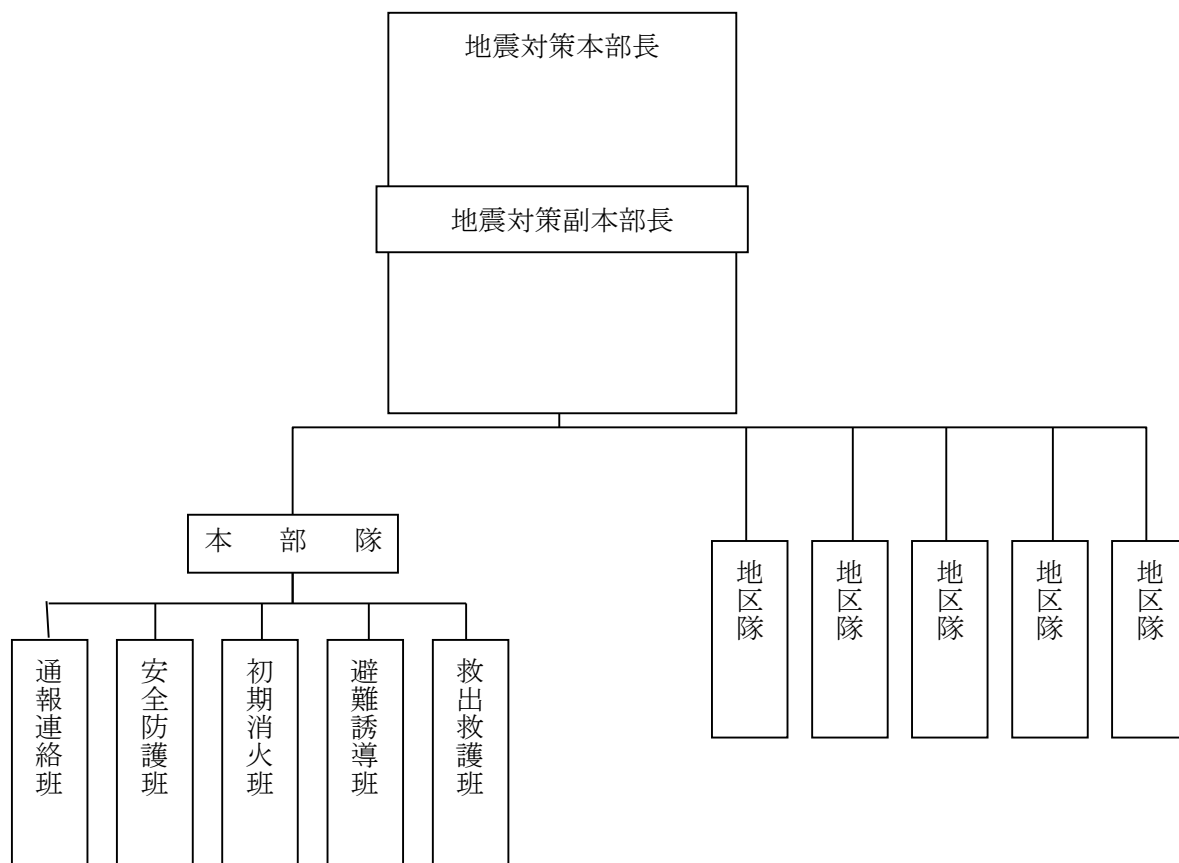
(1) 本部長は統括管理者、副本部長は副統括管理者（副隊長）とする。

(2) 本部長は、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の行う活動を統括する。

(3) 副本部長は、本部長を補佐するとともに自衛消防組織の円滑な活動について支援する。

5. 対策本部の設置場所

本部長が指定した場所とする。



※ 地震災害活動時には、「通報連絡班」「安全防護班」要員を増強する。

※ 地震災害活動時には、「初期消火班」「救出救護班」は応急救護所を設置する。

別表 10

計器・備品等の転倒落下防止対策チェックリスト

	転倒・落下防止対策項目	チェック
1	背の高い家具を単独で置いていない。	☐
2	安定の悪い家具は固定している。	☐
3	壁面収納は壁・床に固定している。	☐
4	二段重ね家具は上下に連結している。	☐
5	ローパーテーションは転倒しにくい「コの字型」「H型」のレイアウトにしている。	☐
6	OA 機器は落下防止してある。	☐
7	引出し、扉の開き防止対策をしている。	☐
8	時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している。	☐
9	ガラスには飛散防止フィルムを貼っている。	☐
10	床にはつまずきやすい障害物等はない。	☐
11	避難通路には物を置いていない。	☐
12	避難通路には倒れやすいものはない。	☐
13	消防隊進入口付近には障害物はない。	☐
14	家具類の天板上には物を置いていない。	☐
15	収納物がはみ出したり、重心が高くなっていない。	☐
16	危険な収納物（薬品・可燃物等）がない。	☐
17	デスクの下に物を置いていない。	☐
18	引出し、扉は必ず閉めている。	☐
19	ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない。	☐

※ 転倒・落下防止対策項目検査を実施し、良の場合はレを、不備のある場合は×を、即時改善した場合は＝を付す。

※ 不備、欠陥がある場合には、直ちに統括管理者に報告する。

別表 11

非常用物品リスト

地震に備えての非常用物品等を備えておくよう定める。

[非常用物品等として準備しておく便利なもの]

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、火傷薬、整腸剤、止血剤、絆創膏等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木、毛布等
救出作業資機材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、毛布、防寒衣、運動靴）
生活必需品	①食料（缶詰、乾パン、インスタントラーメン等）3日分（従業員数×3日） ②飲料水3日分（従業員数×1人1日3ℓ×3日） ③携帯燃料、カセットコンロ、カセットボンベ ④簡易トイレ（薬剤により固形化するものを含む） ⑤寝具等（毛布、寝袋等）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、フロッピーディスク、光ディスク
その他（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等	

- ・防災資機材を持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。
- ・備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管する。
- ・数量については、事業所の収容人員により定めるものとする。

別表 12

自主検査チェック表（例）

実施項目及び確認箇所					検査結果	
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。				○	
	(2) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。				○	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。				○	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。				○	
避難施設	(1)	避難通路			○	
		① 避難通路の幅員が確保されているか。				
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。			⊗		
	(2)	階段			○	
		階段室に物品が置かれていないか。				
	(3)	避難階の避難口（出入口）			○	
① 扉の開放方向は避難上支障ないか。			○			
② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。			○			
火気使用設備器具	(1)	厨房設備			○	
		① 可燃物品からの保有距離は適正か。			○	
		② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。			○	
	(2)	ガスストーブ、石油ストーブ			○	
		① 自動消火装置は、適正に機能するか。			○	
		② 火気周囲は、整理整頓されているか。			○	
電気設備	(1)	電気器具			○	
		① コードの亀裂、老化、損傷はないか。			○	
		② タコ足の接続を行っていないか。			○	
その他	(1)	危険物			○	
		① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。				
		② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。				
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	管理権原者確認	防火・防災管理者確認
構造関係 ○○○○ 避難関係 ○○○○		○年4月1日 ○年4月1日	火気使用設備器具 ○○ ○○ 電気器具 ○○ ○○	○年4月5日 ○年4月5日		

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

別表 13

消防用設備等自主点検チェック表（例）

実施設備	確 認 箇 所	点検結果
消火器 (○年○月○日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	×
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	○
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	○
	(4) 表示灯は点灯しているか。	○
スプリンクラー設備 (○年○月○日実施)	(1) 散水の障害はないか。	×
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	○
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	○
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○
自動火災報知設備 (○年○月○日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	○
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○
避難器具 (○年○月○日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	×
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	○
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘導灯 (○年○月○日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	○
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	×
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
備 考		○
検 査 実 施 者 氏 名		管理権原者 確認
防火・防災 管理者確認		
○○ ○○		

(備考) 不備、欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 14

教育訓練計画（例）

実施対象者	実施時期	実施回数	教育実施者				
			防火・ 防災管 理者	防火・ 防災担 当責任 者	火元責 任者	催物主 催責任 者	催物の 火気取 扱責任 者
新人従業員	採用時	採用時 1 回	○				
従業員	○月、○月	年 2 回	○				
	朝礼時	必要の都度		○	○		
派遣	採用時等	採用時 1 回その他 必要の都度	○				
	朝礼時	必要の都度		○	○		
アルバイト・ パート	採用時等	採用時 1 回その他 必要の都度	○				
	朝礼時	必要の都度		○	○		
舞台出演者	催物開催前	1 回以上	○			○	
	催物開催中	必要の都度				○	○
催物係員	催物開催前	1 回以上	○			○	
	催物開催中	必要の都度				○	○
備 考	○印は、対象者に対する実施者を示す。						

別表 15

消防機関への届出、連絡事項一覧

種別	届出の時期	届出者
防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又は解任したとき	管理権原者
防災管理者選任（解任）届出	防災管理者を定めたとき、又は解任したとき	管理権原者
防火管理に係る消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は変更したとき	管理権原者 防火管理者
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は変更したとき	管理権原者 防災管理者
自衛消防組織の設置の届出	自衛消防組織を設置したとき	管理権原者
自衛消防訓練の実施の通報	消火・避難訓練【年 2 回以上】 (1 項～4 項、5 項イ、6 項、9 項イ、16 項イ、16 の 2 項)	防火・防災管理者
	避難訓練【年 1 回以上】	
消防用設備等点検結果の報告	1 年に 1 回	管理権原者
防火対象物点検報告	1 年に 1 回	管理権原者
防災管理点検報告	1 年に 1 回	管理権原者
防火対象物使用開始届出	使用を開始する日の 7 日前まで	管理権原者
消防用設備等設置届出書	消防用設備等を設置したとき	管理権原者
その他	法令に基づく諸手続きを行う場合	管理権原者又は 防火・防災管理者

別表 16

防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧

- 1 甲種防火管理再講習の修了証の写し・防災管理再講習の修了証の写し
- 2 消防計画（防火・防災）の届出に係る書類の写し
- 3 防火管理者又は防災管理者の選解任に係る書類の写し
- 4 自衛消防組織の設置の届出の写し
- 5 共同防火・防災管理協議事項の届出に係る書類の写し
- 6 防火対象物の点検結果及び防災管理の点検結果の報告書の写し
- 7 防火対象物の定期点検・防災管理の定期点検に関する特例認定に係る申請書の写し
- 8 防火対象物の特例認定（防火対象物点検・防災管理点検）に係る認定決定通知及び不認定決定通知
- 9 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の届出に係る書類の写し
- 10 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置時の検査に係る検査済証
- 11 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告書の写し
- 12 消防計画に基づき実施される事項の状況を記録した書類
- 13 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- 14 その他防火・防災管理上必要な書類